

公益社団法人 福岡県病院協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福岡県病院協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医療の質の向上と、福岡県内における病院の経営管理の向上を図るための諸事業を行い、もって地域医療の普及向上と、県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、福岡県内において次の事業を行う。

- 一 医療の質の向上に関する事業
- 二 病院管理に関する事業
- 三 地域医療の充実並びに県民の疾病予防及び健康増進に寄与する事業
- 四 病院職員等医療従事者の資質向上を図るための研修会等の開催に関する事業
- 五 医療のあり方に関する調査研究及び実践活動
- 六 医療、病院管理等々に関する機関誌の発行
- 七 関係官公署及び医師会その他の友好団体との連携・協力に関する事業
- 八 その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 本会は、会員をもって構成される。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 県内病院の次の各号のいずれかに該当する者で、本会の趣旨に賛同し、会員に

なろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込みを行い、その承認を受けなければならない。ただし、会員は各病院に1名とする。

一 病院管理者（医療法（昭和23年法律第205号）第10条に規定する管理者をいう。）

二 医師である開設者

三 病院管理者の推薦を受けた医師

2 会員が、前項各号のいずれかに該当しなくなったために退会するときにおいて、その病院において新たに前項各号のいずれかに該当する者が本会の会員になろうとする場合は、引き続き会員の資格を有していたものとして取り扱う。

（経費の負担）

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になったときに入会金を、毎年会費を支払う義務を負う。入会金及び会費の額は、会員総会（一般法上の社員総会をいう。以下同じ。）において定める。

2 会員は、本会の臨時的費用に充てるため、会員総会で決定する負担金を支払う義務を負う。

3 会員が、災害その他の理由により会費又は負担金の納入が特に困難になった場合においては、理事会の決議によりその一部を減額し、又は徴収を猶予することができる。

4 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費、その他の拠出金品は返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会において会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、会員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、会員総会において弁明の機会を与えなければならない。

一 この定款その他の規程に違反したとき。

二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知する。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 会費の納入が継続して3年以上なされなかったとき。
- 二 総会員が同意したとき。
- 三 当該会員が死亡したとき。
- 四 第6条第1項各号に該当しなくなったとき。

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、全ての会員をもって構成する。

(権能)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- 一 入会金、会費及び負担金の金額
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の選任又は解任
- 四 理事及び監事の報酬等の額
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 六 定款の変更
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- 九 その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として、事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要に応じて臨時会員総会を開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（一般法上の代表理事をいう。以下同じ。）が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
- 3 会員総会の招集は、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、会員総会に出席しない会員が、書面によって議決権を行使できることとするとき及び電磁的方法によって議決権を行使できることとするときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。この場合、一般法第41条に規定する社員総会参考書類及び議決権行使書面を併せて交付しなければならない。

(議長、副議長)

- 第15条 会員総会の議長1名及び副議長1名は、会員総会において会員から選出する。
- 2 議長は、会員総会の秩序を維持し、議事を整理して議事の進行を図る。
 - 3 副議長は、議長が欠けた場合に議長に代わってその役割を行う。
 - 4 議長、副議長の任期は、第23条の規定を準用する。

(議決権)

- 第16条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

- 第18条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び当該会員総会で議事録署名人に選任された2名の理事は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 議事録は、10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第19条 本会に、次の役員を置く。
- 一 理事 20名以上25名以内

二 監事 3名以内

- 2 理事のうち会長1名、副会長4名以内、専務理事1名、総務理事1名、財務理事1名及び企画理事1名を置く。
- 3 専務理事、総務理事、財務理事及び企画理事をもって一般法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって会員の中より選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、総務理事、財務理事及び企画理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうちいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはいけない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはいけない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、定款に定める事項を処理する。
- 4 業務執行理事は、理事会で定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上速やかに自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- 二 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
- 三 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- 四 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

また、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

六 理事が会員総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を会員総会に報告すること。

七 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

八 その他法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 欠員の補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する日までとする。

4 理事又は監事は、理事又は監事が欠けた場合若しくは第19条に定める理事20名を欠くこととなった場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の過半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

一 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにする本会との取引

- 三 本会がその理事の債務を保証すること。その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第27条 本会は、理事会の決議によって、理事及び監事の一般法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

- 第28条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会員総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、それぞれ10名以内とする。
- 4 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(理事会の構成)

- 第29条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。
- 4 会長は、必要に応じて顧問、参与を出席させることができる。

(理事会の権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務執行の監督
- 三 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- 四 会員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）

六 第27条の規定に基づく役員の損害賠償責任の免除

（招集）

第31条 理事会は、毎事業年度少なくとも4回以上、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 第1項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたとき、又は次の各号の一つに該当する場合には、会長は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

一 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき

二 第22条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき

4 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、臨時理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に、必要に応じて顧問及び参与に対して通知しなければならない。

（決議）

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（第21条第5項の報告を除く。）を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

（議事録）

第33条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 資産及び会計

（事業年度）

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 3 第1項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - 六 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に定時会員総会の日の2週間前の日から5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 一 監査報告
 - 二 理事及び監事の名簿
 - 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項並びに前項第3号及び第4号の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 本会は、第1項の定時会員総会の終結後、直ちに貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産

残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第38条 この定款は、会員総会において、総会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第39条 本会は、会員総会において、総会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第40条 本会は、一般法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までの規定する事由により解散する。

2 前項によるほか、本会は、会員総会において、総会員の議決権の3分の2以上の決議により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、1ヶ月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補 則

(事務局)

第44条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長の選任及び解任は、会長が理事会の決議を経て行い、その他の職員については、会長が任免を行う。

4 事務局の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は久保千春とし、専務理事は上野道雄、総務理事は安藤文英、財務理事は原寛及び企画理事は津田泰夫とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。